

日常生活圏域の設定について

1 日常生活圏域設定の考え方

- ・国では、日常生活圏域について、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される範囲（具体的には中学校区）を想定している。
- ・指定都市である本市の場合、各種サービスの提供上の基本となる単位は行政区であるとともに、地域包括支援センターについて平成 18 年度に各区 1 か所に設置してきたことから、第 3 期計画（平成 18 年度～20 年度）より、行政区を日常生活圏域として設定し、施策の充実に取り組んできたところである。
- ・地域包括支援センターについては、本市においてもよりきめ細かなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築できるよう、高齢者人口（概ね 1 万人に 1 か所）や地域性を考慮した担当圏域として段階的に設置し（現在 66 か所）、高齢者に関する総合相談を実施する中で、それぞれの圏域で高齢者を取りまく現状について把握するとともに、地域ケア会議等を通じて高齢者課題を整理・分析し、課題解決に向けて地域と連携して取り組んできたところである。
- ・また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成 26 年に介護保険法が改正され、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」が新たに包括的支援事業に位置づけられたことから、本市においても段階的に取組みを進め、第 6 期計画期間中に体制の整備を図ってきたところである。
- ・これらの新たな包括的支援事業を円滑に推進し、地域包括ケアシステムを構築していくうえで、地域包括支援センターの機能強化は重要な課題であったことから、平成 29 年度よりすべての地域包括支援センターに地域包括ケアの中核的な役割を担う「地域ケア推進担当」を配置し、取組みを進めてきたところである。
- ・今後、ますます高齢者が増加し、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者に対する支援を行っていく中で、地域において高齢者のニーズに基づく課題を解決し、地域の実情に応じた取組みを進めていくことが必要不可欠であり、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていくにあたって、本市では機能強化を図ってきた地域包括支援センターが地域包括ケアの中核的な役割を担っていくことから、第 7 期計画から地域包括支援センターが担当する圏域を日常生活圏域に設定する。
- ・なお、高齢者の身近な課題に関する取組みについては日常生活圏域を基本として取り組むこととし、在宅医療・介護連携の推進（在宅医療・介護連携推進事業）や認知症の方への支援（認知症初期集中支援推進事業、認知症強化型地域包括支援センター運営事業）等の行政区単位の事業については、地域包括支援センターとのより一層の連携を図りながら、高齢者施策を推進していく。